

平成 28 年 3 月 25 日（金）

一般財団法人日本消費者協会 消費者相談室

高齢者の長期契約

高齢者に対する長期契約の相談があります。高齢者が契約時には元気であった場合でも時の経過と共に判断力が衰えたり、心身に不調を訴えて契約の履行の妨げになっている場合もあります。高齢者の長期契約についていくつかの事例をご紹介します。

《事例 1》

3 年前に訪問され、3 年後の新聞購読契約をした。最近、その新聞が配達されるようになった。眼が悪くなり読むことが不自由なので解約したい。（80 歳代 男性）

《相談概要》

契約した 3 年前、相談者は 83 歳でした。ひとり暮らしで、当時は他社の新聞を取っていました。3 年後の契約については、とくに疑問は感じなかったようです。86 歳になり、契約した新聞が配達されると、新聞が読みにくいいと感じました。読むことが億劫になり、ほとんど読めない。ついては解約したい、ということです。

販売店に確認したところ、販売店は契約について販売員に依頼したり、販売店自身が勧誘することもある。契約時に年齢の確認はしていない、とのことでした。購読申込みに際して年齢確認はなされていないようです。

《事例 2》

別居の父が高額な外貨投信をしており、元本が半額になっていることがわかった。最近、親族が同居することになったが、父は認知症と診断されている。このほかにも多額の金融商品の契約があるらしい。他の販売店の契約を含めどうしたらよいか、悩んでいる。

（50 歳代 女性）

《相談概要》

相談者の父は、若いころから投資を行っていたということです。契約者は現在 82 歳です。ことの発端は、販売会社から説明に行きたいという連絡が入り、投資額の半額がなくなっていることがわかりました。購入していた金融商品は、外貨建ての割引債ということです。購入したのは数年前のようですが、この間のお金の動きについては、本人に確認が取れません。償還期実は 13 年後、ということです。13 年後の父が存命かどうかわかりません。また元気であったとしても、そのお金の合理的な使い道があるかどうかもわかりません。償還期日まで持っていれば額面どおりのお金が戻るといっていますが、高齢者にこのような長期の契約をさせることに納得がいきません。

* 高齢社会にあつて高齢者夫婦のみの世帯、単身独居世帯が増加しています。この 2 事はい

ずれも単身独居の高齢者の契約です。

新聞購読契約については、かねてより問題視されているところです。特定商取引法では、訪問販売における禁止行為として規第7条二で「老人その他の者の判断力の不足に乘じ訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約をさせること」と規定しています。さらにその施行については「老人その他の者」について規定し、これらの者に対し通常の判断力があれば締結しないような、当事者にとって利益を害するおそれのある契約の締結は、本号に当たるとしています。勧誘時、あるいは契約締結時に年齢の確認をしてほしいものです。男性の平気余命から考えても86歳から1年の契約は問題ではないでしょうか。

事例2の場合、契約者である父は、新聞広告の高配当を見て自ら証券会社に出向いて契約をしていました。販売店は金融商品取引法による届出をしている事業者です。しかし外国の割引債の場合、さまざまなリスクがあります。適合性の原則からも問題ではないでしょうか。